

議案第67号

売買代金請求事件に関する調停案の受諾について

平成16年9月22日議決に係る奈良簡易裁判所に調停中の奈良簡易裁判所平成16年 [REDACTED] 売買代金請求事件について、奈良簡易裁判所調停委員会から、別紙のとおり調停案の提示があったので、これを受諾するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成19年12月6日提出

天理市長 南 佳 策

平成16年 [REDACTED] 調停申立事件

申立人 天理市

相手方 [REDACTED]

調停条項 (案)

1. 相手方 [REDACTED] は、申立人に対し、売買代金 金5,160,960円並びにこれに対し平成8年1月1日から年5分の割合による金員の支払い義務のあることを認める。
2. 相手方 [REDACTED] は、申立人に対し、前項の売買代金 金5,160,960円並びに利息金の内、下記物件目録記載土地 (以下「本件土地」という。)の平成8年度から平成19年度までの固定資産税相当額 金121,000円、合計 金5,281,960円及びこれに対する支払い済みまで年2パーセントの割合による金員を付加した 金6,412,964円 (売買代金 金5,160,960円、本件土地についての平成8年度から平成19年度までの固定資産税相当額 金121,000円及び約定利息金 金1,131,004円) を次のとおり分割して、毎月末日限り、申立人に持参又は送金して支払う。
平成20年2月 (第1回目) から平成39年12月 (第239回目) まで26,720円
平成40年1月 (第240回目) に26,884円
3. 相手方 [REDACTED] が前項の分割金の支払を怠り、その額が金10万円に達しときは、当然に期限の利益を喪失する。
4. 申立人は、相手方 [REDACTED] に対し、本件土地につき平成7年12月1日付け売買を原因とする所有権移転登記手続をする。
但し、登記手続費用は、相手方 [REDACTED] の負担とする。
5. 相手方 [REDACTED] は、本日、申立人のために、第1項の債務を担保するため本件土地につき、順位1番の抵当権を設定する。
6. 相手方 [REDACTED] は、申立人に対し、前項の抵当権設定契約を原因とする抵当権設定登記手続をする。
但し、登記手続費用は、相手方 [REDACTED] の負担とする。

7. 申立人と相手方[]は、本件土地上に存在する件外[]
[]所有の未登記建物が存在することを確認した上、相手方[]は、万一、
本件土地が競売となった場合、前記未登記建物が競売手続の円滑な進行の妨
害とならないよう鋭意努力するものとする。
8. 申立人と相手方[]は、本件に関し、当事者間に本条項に定める以外
に何らの債権債務のないことを相互に確認する。
9. 調停費用は、各自の負担とする。

記

物件目録

1. 天理市[]
224.80㎡
(以上、相手方[]の売買対象地)
2. 同地上の倉庫

以上